# 社会福祉法人 名張育成会 定款

(昭和47年12月18日認可)

# 第 1 章 総 則

# (目 的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を 尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつ つ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会に おいて営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
  - (1) 第1種社会福祉事業
    - (イ) 障害児入所施設の経営
    - (ロ) 障害者支援施設の経営
  - (2) 第2種社会福祉事業
    - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
    - (ロ) 一般相談支援事業の経営
    - (ハ) 特定相談支援事業の経営
    - (二) 障害児相談支援事業の経営
    - (ホ) 障害児通所支援事業の経営
    - (へ) 移動支援事業の経営
    - (ト) 地域活動支援センターの経営
    - (チ) 保育所の経営
    - (リ) 老人居宅介護等事業の経営
    - (ヌ) 認定生活困窮者就労訓練事業の経営

#### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人名張育成会という。

## (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業運営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

## (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を三重県名張市美旗中村2326番地に置く。

第 2 章 役員及び職員

#### (役員の定数)

第5条この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長及び常務理事は、この法人を代表する。 常務理事の権限については別に定める。
- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事の うちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

#### (常務理事)

- 第5条の2 理事のうち1名を常務理事とする。
- 2 常務理事は、理事会の意見を聞いたのち、理事長が委嘱する。
- 3 常務理事は、理事長の命をうけて、この法人の業務を処理する。

## (役員の任期)

- 第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として存在する期間とする。

## (役員の選任等)

- 第7条 理事は、評議員会において選任し、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任し理事会の同意を得る。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれに類する他の職務を兼任することができない。

#### (顧 問)

- 第7条の2 この法人に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な事項について、理事会に助言を与えることができる。

#### (役員の報酬等)

- 第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給する事とし、役員の地位にあることのみ によっては支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に

報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理 事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなけれ ばならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項に ついての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、 理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議決について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名または記名押印しなければならない。

# (理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、常務理事が、常務理事に事故あるとき、 又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

#### (監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び三重県知事に報告するもの とする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

#### (職員)

- 第12条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「所長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

#### 第 3 章 評議員及び評議員会

# (評議員会)

第13条 評議員会は、19名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して 評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集し なければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わること ができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、評議員会の議決について議事の経過の要 領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることの みによっては、支給しない。

## (評議員会の権限)

- 第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 定款の変更
  - (4) 合併
  - (5) 解散(合併又は破産による解散を解く。以下この条において同じ。)
  - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の義務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の 意見を聴かなければならない。

#### (同前)

第15条 評議員は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、 役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

## (評議員の資格等)

- 第16条 評議員会は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名 を超えて含まれてはならない。

#### (評議員の任期)

- 第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。

## 第 4 章 資産及び会計

#### (資産の区分)

- 第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。
- 2 基本財産は、別紙「基本財産一覧表」のとおりとする。
- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをと らなければならない。

#### (基本財産の処分)

- 第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、三重県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、三重県知事の承認は必要としない。
- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

### (資産の管理)

- 第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価 証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

#### (特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

#### (予 算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の 2以上の同意を得なければならない。

#### (決 算)

- 第23条 この法人の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2ヶ月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を得なければならな い。
- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所 に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関 係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければ ならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

## (会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## (会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会に おいて定める経理規則により処理する。

# (臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

#### 第 5 章 公益を目的とする事業

(種 別)

- 第27条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、 自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することなどを目的として、次 の事業を行う。
  - (1) 日中一時支援事業
  - (2) 介護職員初任者研修事業
- (3) 障害者就業・生活支援センター事業
- (4) 障がい児等療育相談支援事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければな らない。

## (剰余金が出た場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合には、この法人の行う社会福祉 事業又は公益事業に充てるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由 により解散する。

#### (残余財産の帰属)

第30条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3 分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出された者に帰属する。

## (合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、三重県知事の認可を受けなければならない。

# 第 7 章 定款の変更

(定款の変更)

- 第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、三重県 知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除 く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三重県 知事に届け出をなければならない。

#### 第 8 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人名張育成会の掲示場に掲示するとともに、官報又は 新聞及びホームページに掲載して行う。

### (施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

#### 附則

1、この定款は、昭和47年12月8日の法人設立日から適用する。 この法人の設立の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞無くこの定款 に基づき、役員の選任を行うものとする。

> 理 事 斎 藤 文 久 大 塚 竹 生 理 事 理 事 小 林 敦 夫 理 事 高崎 浩 理 事 仲 野 好 雄 理 事 松島 茂 了 理 事 玉置 理 事 猪谷 勘

監 事 高山宗俊 監 事 守 清 原 附 則 1、この定款は、昭和51年4月1日から適用する。 則 1、この定款は、昭和54年4月1日から適用する。 附 1、この定款は、昭和62年4月1日から適用する。 附 則 1、この定款は、昭和63年4月1日から適用する。 附 則 1、この定款は、平成元年11月6日の認可の日から適用する。 附 則 1、この定款は、平成2年6月11日の認可の日から適用する。 則 1、この定款は、平成3年8月21日の認可の日から適用する。 附 則 1、この定款は、平成5年6月10日の認可の日から適用する。 附 則 1、この定款は、平成6年6月21日の認可の日から適用する。 附 則 1、この定款は、平成7年4月18日の認可の日から適用する。 2、平成7年4月18日の定款変更に、増員された理事2名の 任期は、定款第10条の規定にかかわらず、平成9年3月19日までとする。 附 則 1、この定款は、平成9年12月4日の認可の日から適用する。 附 則 1、この定款は、平成11年4月12日の認可の日から適用する。 附 則 1、この定款は、平成12年4月24日の認可の日から適用する。 1、この定款は、平成13年4月2日の認可の日から適用する。 附 則 1、この定款は、平成13年12月28日の認可の日から適用する。 附 則 1、この定款は、三重県知事の認可の日(平成14年4月24日)から適用する。

2、平成14年4月24日付の定款変更に伴い、評議員の任期について

は、定款第17条の規定にかかわらず、平成15年3月19日までとする。

則 附

- 1、この定款は、平成15年1月23日の認可の日から適用する。
  附 則
- 1、この定款は、平成15年3月31日の認可の日から適用する。 附 則
- この定款は、平成16年7月30日の認可の日から適用する。
  附 則
- この定款は、平成17年8月16日の認可の日から適用する。
  附 則
- この定款は、平成18年3月24日の認可の日から適用する。
  附 則
- 1、この定款は、平成18年10月16日の認可の日から適用する。 附 則
- この定款は、平成19年3月20日の認可の日から適用する。
  附 則
- この定款は、平成19年8月8日の認可の日から適用する。
  附 則
- 1、この定款は、平成20年3月17日の認可の日から適用する。
  附 則
- 1、この定款は、平成20年3月28日の認可の日から適用する。 附 則
- 1、この定款は、平成20年5月28日の認可の日から適用する。
- 2、平成20年5月28日付の定款変更に伴い、増員された理事1名の 任期は、定款第6条の規定にかかわらず、平成21年3月19日 までとする。
- 3、平成20年5月28日付の定款変更に伴い、増員された評議員2名の 任期は、定款第17条の規定にかかわらず、平成21年3月19日 までとする。

附則

- 1、この定款は、平成21年2 月26日の認可の日から適用する。附 則
- 1、この定款は、平成21年5 月15日の届出受理の日から適用する。附 則
- 1、この定款は、平成21年8 月20日の認可の日から適用する。 附 則
- 1、この定款は、平成22年3 月5 日の認可の日から適用する。附 則
- 1、この定款は、平成22年8 月5 日の認可の日から適用する。附 則
- 1、この定款は、平成22年9月6日の届出受理の日から適用する。

附則

- 1、この定款は、平成22年12月15日の認可の日から適用する。 附 則
- 1、この定款は、平成23年3 月31日の認可の日から適用する。附 則
- 1、この定款は、平成24年10月11日の認可の日から適用する。附 則
- 1、この定款は、平成25年8 月26日の認可の日から適用する。 附 則
- 1、この定款は、平成27年4 月30日の認可の日から適用する。附 則
- 1、この定款は、平成 2 7 年 6 月 2 日の認可の日から適用する。 附 則
- 1、この定款は、平成27年9 月1 日の認可の日から適用する。 附 則
- 1、この定款は、平成28年5 月2 日の届出受理の日から適用する。附則
- 1、この定款は、平成28年8 月4 日の認可の日から適用する。

# 基本財産一覧表

第18条第2項 No.1

	₹弗∠垻 ——————		_					INO. I
区分	所在地	家屋番号	構造	建物の種類 登記簿名 称(種類)	類又は地目 呼 称	棟数 又は 筆数	面積	備考
1建物	三重県名張市美旗中 村字弓谷2326番地1	2326番1の4	鉄筋コンクリート造ルー フィング茸平家建	事務所 寄宿舎	本館及び 寮舎	1	527.92	児童寮所属
"	"	2326番1の4	鉄筋コンクリート造ルー フィング茸平家建	訓練室	療育セン ターどれみ	1	194.60	"
"	"	2326番1の4	鉄骨造スレート茸平家建	車庫	車庫	1	45.00	"
"	"	2326番1の4	鉄骨造セメントかわらぶ き2階建	事務所	管理棟	1	1階208.08 2階205.00	
"	"	2326番1の4	鉄筋コンクリート造陸屋 根・セメントかわらぶき2 階建	寄宿舎	児童棟	1	1階483.80 2階483.16	
"	"	2326番1の1	木造スレート茸平家建	講堂	講堂	1	202.97	共用施設
"	"	2326番1の6	鉄筋コンクリート造アルミニューム板茸2階建	寄宿舎	成美ういず	1	1階2511.57 2階 484.64	成美所属
"	"	2326番1の6	軽量鉄骨造スレート茸平 家建	作業場	重度支援室	1	38.88	"
"	"	2326番1の6	木造スレート茸平家建	居宅	自活訓練舎	1	54.04	"
"	"	2326番1の6	鉄骨造スレート茸平家建	作業場	農園作業舎	1	49.50	とも所属
"	"	2326番1の6	コンクリートブロック造ス レート茸平家建	機械室	プロパンボンベ庫	1	8.27	成美所属
"	"	2326番1の5	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板茸 平家建	作業場	共用施設 作業棟	1	308.96	"
"	三重県名張市美旗中 村字弓谷2326番地1、 2326番地4	2326番1の7	鉄筋コンクリート造陸屋 根亜鉛メッキ鋼板茸3階 建	寄宿舎	成 峯 授産 とも	1	1階1490.19 2階1484.19 3階 415.63	成峯及びとも所属
"	"	2326番1の7	コンクリートブロック造亜 鉛メッキ鋼板茸平家建	プロパン庫	プロパンボンベ庫	1	22.77	成峯所属
"	三重県名張市美旗中 村字弓谷2326番地2、 2326番地3	2326番2	鉄骨造アルミニューム板 葺平家建	研修所	レインボークラブ ひ <b>びき</b>	1	628.54	レインボー・ ひびき所属
"	三重県名張市新田字 出山1225番地2	1225番2	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	作業場	菓子工房 ほっぷ	1	107.65	とも所属
"	三重県名張市美旗中村 字弓谷2339番地12	2339番12	鉄骨造ルーフィングぶき 平家建	デイサービ スセンター	ききょうの家	1		ききょうの家
"	三重県名張市東田 原字頭界2621番地7	2621番7	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	作業場	さんさん	1		成峯•成美 所属
"	三重県名張市美旗 中村字弓谷2325番地	2325番	木造スレートぶき2階建	作業場	パンエ房	1	2階 37.00	
"	三重県名張市百合が丘東 九番町290番地、291番地	290番	鉄骨造陸屋根2階建	作業場	ワークプレ イス栞	1	1階216.00 2階243.00	ワークプレイ ス栞
"	三重県名張市百合が丘東 九番町290番地、291番地	290番	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	作業場	ワークプレ イス栞	1	364.32	
"	三重県名張市百合が丘東 九番町290番地、291番地	290番	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	店舗	ワークプレ イス栞	1	211.10	カフェ&ギャラ リー輪
"	三重県名張市百合が丘東 九番町290番地、291番地	290番	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	作業場	ワークプレ イス栞	1	11.07	窯 場
"	三重県名張市新田字女 良塚1005番地、997番地、 1003番地1、1004番地、 1005番地1、1006番地1、 1011番地4、1013番地1	1005番	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	保育園	みはた虹の 丘保育園	1	1,454.52	みはた虹の 丘保育園
計						24	13,618.74	

区分	=======================================			建物の種類又は地目			棟数		
	所在地	地番	構造	登記簿名 称(地目)	呼	称	文は筆数	面積	備考
2土地 三重中村	県名張市美旗 字弓谷	2325番		原 野			1	323	児童寮及び 成美所属
"	"	2326番1		山林			1	4,421	"
"	"	2326番2		"			1	403	"
"	"	2326番3		"			1	198	"
"	"	2326番4		雑種地			1	3,438	"
"	"	2326番5		山林			1	6,912	"
"	"	2338番		"			1	4,360	"
" 三重 町字	県名張市西原 黒坊	2650番9		"			1	80	"
" 三重 原字	県名張市東田 弓矢谷	2816番4		雑種地			1	188	"
"	"	2817番7		"			1	265	"
" 三重 町字	県名張市西原 黒坊	2648番2		"			1	159	"
" 三重 原字	県名張市東田 頭界	2621番7		宅 地			1	3,973.15	成峯所属
"	"	2621番12		"			1	885.95	"
"	"	2621番13		"			1	797.02	"
"	"	2621番14		"			1	483.70	"
" 三重 字出	県名張市新田 山	1225番2		"			1	313.90	とも所属
" 三重 原字	県名張市東田 頭界	2621番36		雑種地			1	154.00	成峯所属
	県名張市美旗 字池之谷	1417番2		山林			1	3,784	特別養護老人 ホーム所属
"	"	1421番4		"			1	25	"
"	"	1422番3		"			1	36	"
計							20	31,199.72	